

企画競争実施の公示

平成27年2月20日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局奈良国道事務所長 若尾 将徳

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 大和御所道路他不動産鑑定評価業務（その1）

(2) 業務内容 奈良国道事務所における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。

・ 国道24号大和御所道路事業、大和北道路事業、国道25号斑鳩バイパス事業、国道165号香芝柏原改良事業、国道168号長殿道路事業及び国道24号、25号、165号の各交通安全事業

一 奈良市内の宅地地域及び宅地見込地地域（各2箇所程度）

二 橿原市内の宅地地域及び宅地見込地地域（各3箇所程度）

三 大和郡山市内の宅地地域（1箇所程度）

四 五條市内の宅地地域（1箇所程度）

五 香芝市内の宅地地域及び宅地見込地地域（各1箇所程度）

六 大和高田市内の宅地地域（1箇所程度）

七 生駒郡斑鳩町内の宅地地域（1箇所程度）

八 吉野郡十津川村内の宅地地域及び林地地域（各1箇所程度）

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年 3月28日

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究又はその他）」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

(4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に

基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

- (5) 奈良県内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常的に常駐する本店又は支店等営業所が存すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (7) 道路関係業務の執行のあり方改本部最終報告書（平成20年4月17日付）I.《改革の方針について》（3）1. ③に掲げる法人でないこと。

3. 特定するための評価基準

主として従事する不動産鑑定士1名について下記により評価し、当該不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者を特定する。なお、本業務及び大和御所道路他不動産鑑定評価業務（その2）のうち、本業務の不動産鑑定業者を先行して特定するものとし、本業務で特定された場合は大和御所道路他不動産鑑定評価業務（その2）では特定しない。

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等

(4) 業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法、鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項 等

4. 手続等

(1) 担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11

国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所経理課 契約第二係

電話：0742-33-1392

FAX：0742-34-1713

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成27年 2月20日（金）から平成27年 3月12日（木）までの毎日

9時00分から16時00分まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。

②場所 4.（1）に同じ。

③方法 説明書の交付を希望するものは、予め(1)担当部局の担当まで事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成27年 3月12日(木) 16時00分

②場所 4.(1)と同じ。

③方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

ただし、持参による場合は、行政機関の休日を除く、期限内の9時00分から16時00分に持参すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)と同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定しなかった提案書は、原則返却する。(なお、返却を希望しない提案者は、その旨を担当部局に提出する際に申し出ること。)

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) 暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(10) 予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。

(11) その他の詳細は説明書による。